

[チーム研究9] 児童相談所職員の現任研修等のあり方に関する研究 (主任研究者 才村 純)

児童相談所職員の現任研修等のあり方に関する研究

子ども家庭福祉研究部 才村 純・高橋重宏・庄司順一
柏女霊峰
母子保健研究部 小山 修・斉藤 進
愛育相談所 加藤博仁

要約

児童相談所職員の現任研修の実態に関して初めて全国調査を行った。その結果、職員研修の実施状況における自治体間格差が大きく、中には全く研修を行っていないところも見られた。また、職員に一般行政職を充てている自治体より専門職を充てている自治体の方が研修数や研修期間、研修予算等が充実していること、全体的には厚生労働省の指導にもかかわらず職種別や経験年数に応じた研修など研修の体系化が図られていないこと、基礎的知識の習得を目的とした講義形式の研修が多く、実践的技術を習得させる研修は殆ど行われていないこと、研修成果に対する評価も殆ど行われていないことなどの問題点が浮き彫りになった。次年度では研修の企画・実施者及び受講者を対象としたアンケート調査によりさらに詳細な実態を把握するとともに、スーパービジョン体制の実態調査を行い、研修やスーパービジョン体制のあり方等について提言を行う予定。

見出し語: 現任研修、児童福祉司、心理判定員、一時保護所職員、研修評価

A Study of Training and Supervision Systems for Staff of Child Guidance Center

Jun Saimura, Shigehiro Takahashi, junichi Shoji, Reiho Kashiwame, Osamu Oyama,
Susumu Saito, Hirohito Kato

Abstract:

This study is based on the survey about the actual training systems for the staff of the Child Guidance Centers across the country. We delivered questionnaires to the child welfare divisions of all prefectures who have competence over CGC. From this survey a number of issues have become clear; There are a lot of gaps concerning the actual circumstances of the training systems among prefectures; There are few systemized trainings based on the kind of jobs, the years of experiences and so on; A lot of training programs have purpose to give fundamental knowledge instead of giving skills for practice; The evaluation about the effects of training have scarcely been carried out.

Next year, we are supposed to grasp for further details from planners, promoters and trainees of training. Also we will survey about actual supervision systems and make suggestions for more effective systems of training and supervision for the staff of CGC.

Key words

Staff training, child protection worker, clinical psychologist, temporary care worker, evaluation systems concerning the effects of training

I. 研究目的

近年、虐待相談が急増するなど、児童相談所における相談内容は複雑・困難化しており、これに対応する職員の資質向上が課題となっている。また、昨年11月に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」においても、国及び地方公共団体は児童相談所等関係機関職員に対する研修等資質向上を図るための必要な措置を講ずることとされている。

国及び多くの自治体において、児童相談所職員に対する研修を行っており、また、厚生労働省は「児童相談所運営指針」等を通じてスーパービジョン体制のあり方等について指導を行っている。しかし、児童相談所職員の資質向上を図るためのこれらの取組みについては未だ実態が把握されていない。また、研修等における国、自治体それぞれの位置づけや役割分担も明確ではない。

このため、本研究では、児童相談所職員に対する自治体の研修やスーパービジョン等の実態、課題を明らかにするとともに、児童相談所職員の効果的な資質向上方策のあり方について提言することを目的とした。

II. 研究方法及び調査対象

本研究は2カ年計画である。平成12年度は、児童相談所を設置する全ての都道府県・指定都市の児童福祉主管課(59ヶ所)を対象にアンケート調査を実施し、研修の実態や課題を明らかにした。

平成13年度は、研修の実態をさらに詳細に把握するため、研修の企画・実施者並びに受講者へのアンケート調査を実施するとともに、スーパービジョンの実態等に関するアンケート調査を実施し、効果的な資質向上方策について提言する予定である。

III. 都道府県・指定都市児童福祉主管課へのアンケート調査の結果

(1) 基本データ

調査対象59ヶ所に対し、回答を得たのは42ヶ所、有効回収率は71.2%であった(表1)。

(2) 研修数

回答のあった研修は160研修、1自治体当り

の研修数は3.8研修であった。研修を実施していないところが4ヶ所あり、最多は14研修(1ヶ所)であった。

児童福祉司の全員を専門職で充てている自治体の平均研修数は3.6研修であったのに対し、全員が一般行政職の自治体では2.6研修、半数以上を専門職で充てている自治体では4.3研修、半数以上が一般行政職の自治体では3.4研修であり、専門職の比率が高い自治体の方が研修数が多くなっている(児童福祉司の任用状況は厚生労働省発表資料(平成11年7月1日現在)を参照した)。なお、研修を実施していない自治体4ヶ所の内訳は、全員が一般行政職2ヶ所、全員が専門職2ヶ所であった(表2)。

(3) 研修の実施主体

県全体、児童相談所単位を含め児童相談所が実施する研修が122研修で、全研修の76.3%を占めており、次いで県の研修機関が15研修(9.4%)、社会福祉協議会等民間の研修機関への委託9研修(5.6%)、児童福祉主管課4研修(2.5%)の順となっている(表3)。

(4) 研修の企画主体

児童相談所が企画する研修が126研修と全研修の78.8%を占めており、次いで県の研修機関14研修(8.8%)、委託先の民間研修機関8研修(5.0%)、児童福祉主管課5研修(3.1%)の順となっている(表4)。

研修の企画主体と研修内容とのクロスでは、児童福祉主管課が企画した研修では援助技術に関する研修の比率が高く(10研修、62.5%)、児童相談所が企画した研修では援助技術(246研修、47.7%)及び児童福祉各論に係る研修(211研修、40.9%)が高率となっている。県の研修機関が企画した研修では、基礎知識に関するものの比率が高くなっており(10研修、47.6%)、委託先の研修機関の企画に係る研修では援助技術に関する内容の比率が16研修、61.5%と高くなっており(表4-1)。

(5) 研修の対象職種(M.A)

児童相談所の特定の職種を対象とした研修が75研修、他の職種や他の機関職員との合同研修が85研修であり、児童相談所の特定の職種を

対象とした研修の方が少なくなっている。半数以上を専門職で充てている自治体における職種別研修の実施率は66.7%、半数以上を一般行政職で充てている自治体では67.1%と両者で顕著な差は見られない(表5)。

児童福祉司及び心理判定員が参加できる研修はいずれも113研修、70.6%であり、一時保護所職員は88研修、55.0%、その他職員は81研修、50.6%となっている。その他職員で多かったのは児童相談所職員では児童相談員(11件)、全職員(10件)、事務職員(7件)等であり、児童相談所以外の職員では児童福祉施設職員(21件)、学校関係者(7件)、市町村児童福祉担当者(6件)等となっている(表5-1、表5-2)。

(6) 対象職員の経験年数

経験年数不問が121研修(75.6%)と最も多く、次いで1年未満25研修(15.6%)であり、両者で91.2%を占めている。10年以上の職員のみを対象とした研修は皆無であった(表6)。

なお、1年未満の職員を対象とした研修の実施率は、半数以上を一般行政職で充てている自治体では18.8%、半数以上を専門職で充てている自治体では10.7%となっている(表6-1)。

(7) 研修の目的

基礎知識の習得を目的とした研修が最多で65研修(40.6%)、次いでより高度な知識の習得48研修(20.0%)、より高度な技術の習得19研修(11.9%)、基本的な技術の修得14研修(8.8%)の順となっており、知識の習得を目的とした研修が多くなっている(表7)。

職種別に研修の目的を見ると、児童福祉司では基礎的知識48件(43.6%)、高度知識32件(29.1%)、基本技術11件(10.0%)、高度技術11件(10.0%)となっており、心理判定員では基礎的知識47件(42.3%)、高度知識33件(29.7%)、高度技術14件(12.6%)、基本技術10件(9.0%)となっており、両者ともほぼ同じ傾向を示している。一時保護所職員を対象とした研修では基礎知識43件(50.0%)、高度知識22件(25.6%)、高度技術9件(10.5%)、基本技術7件(8.1%)となっており、他の職種に比して基礎的知識の習得を目的とした研修が多く

なっている(表7-1)。

対象者の経験年数別に研修の目的を見ると、年数不問では高度知識46件(39.0%)、基礎知識36件(30.5%)、高度技術15件(12.7%)、基本技術11件(9.3%)となっている。1年未満では基礎知識が23件(92.0%)と圧倒的に多くなっているのに対し、1年~10年では高度技術の割合が高くなっている(3件、60.0%)(表7-2)。

専門職の任用状況と研修目的との関係では、半数以上を一般行政職で充てている自治体の方が専門職を充てている自治体よりも知識の習得を目的とした研修が多く、逆に半数以上を専門職で充てている自治体では技術の習得を目的とした研修の実施率が高かった(表7-3)。

(8) 研修の形態(M.A)

講義形式の研修が最も多く(125研修、78.1%)、次いでグループ討議等の参加型形式(85研修、53.1%)、職場実習(7研修、4.4%)の順となっている(表8)。その他の形態では、施設見学(8件)、事例研究・検討(4件)、情報交換・経験交流(2件)などがあつた(表8-1)。

なお、参加型研修の内訳では、課題解決のためのグループ討議54研修(33.8%)が最も多く、次いでケーススタディ52研修(32.5%)、ロールプレイ24研修(15.0%)等の順となっている(表8-2)。

対象者の経験年数と講義形式を見ると、1年未満では講義形式23研修(56.1%)、参加型10研修(24.4%)、職場実習5研修(12.2%)と多様であるのに対し、経験年数不問では講義形式89研修(52.7%)、参加型69研修(40.8%)に集中している。1年~10年未満では講義形式4研修(57.1%)、参加型3研修(42.9%)と参加型が相対的に多くなっている(表8-3)。

研修目的との関係では、基礎知識の習得では講義形式が59研修(62.8%)、参加型20研修(21.3%)と講義形式の比率が高く、基本技術では講義形式10研修(52.6%)、参加型8研修(42.1%)、高度知識34研修では講義形式34研修(50.7%)、参加型30研修(44.8%)と参加型研修の割合が増加し、高度技術では講義形式12研修(41.4%)、参加型17研修(58.6%)

と参加型研修の方が多くなっている(表8-4)。

(9) 研修の具体的内容(M.A.)

研修の具体的な内容では、主なものを多い順に並べると、①児童虐待77研修(48.1%)、②ケースワークのあり方54研修(33.8%)、③心理療法43研修(26.9%)、④児童福祉全体の基礎知識40研修(25.0%)、⑤不登校33研修(20.6%)となっている(表9)。

職種別に見ると、児童福祉司では①児童虐待(55研修)、②ケースワークのあり方(51研修)、③児童福祉全体の基礎知識(32研修)、④児童相談所論(25研修)、⑤少年非行(24研修)、心理判定員では①児童虐待(50研修)、②心理療法(42研修)、③ケースワークのあり方(36研修)、④心理診断法(28研修)、⑤児童福祉全体の基礎知識(25研修)、一時保護職員では①児童虐待(38研修)、②ケースワークのあり方(34研修)、③心理療法(25研修)、④児童福祉全体の基礎知識(23研修)、⑤児童相談所論(21研修)となっており、児童虐待はいずれの職種においても最多となっている(表9-1)。

研修形態との関係を見ると、基礎的知識に関する研修では講義形式69研修(53.9%)、参加型形式36研修(28.1%)、職場実習15研修(11.7%)であり、児童福祉論に関する研修では講義形式179研修(49.2%)、参加型研修132研修(36.3%)、職場実習30研修(8.2%)、援助技術等に関する研修では講義形式211研修(36.6%)、参加型形式186研修(32.2%)、職場実習30件数(5.2%)となっており、いずれの研修においても講義形式が多くなっているが、援助技術に関する研修では参加型研修も多い(表9-2)。

(10) 研修期間

3日以内の研修が129研修と全体の80.6%を占めており、最多は1日で55研修(34.4研修)となっている。1研修当たりの平均研修期間は3.2日である(表10、表10-1)。

なお、半数以上を専門職で充てている自治体の研修期間は平均3.6日、一般行政職を当てている自治体では2.9日となっており、専門職を充てている自治体の方が研修日数が多くなっている(表10-2)。

研修目的別では、基礎知識の習得が4.0日、高度知識、基礎的技術の習得がともに1.8日、高度技術の習得が2.2日となっている(表10-3)。

(11) 研修講師(M.A.)

児童相談所職員が最多で75研修(46.9%)、次いで学識経験者66研修(41.3%)、外部の医師34研修(21.3%)等となっている(表11)。

研修目的別では、基礎的知識の修得を目的とした研修では児童相談所職員36研修(33.3%)、学識経験者22研修(20.4%)、外部医師15研修(13.9%)であり、高度知識の習得を目的とした研修では学識経験者24研修(31.2%)、児童相談所職員21研修(27.3%)、外部医師7研修(9.1%)、弁護士5研修(6.5%)、基礎的技術では児童相談所職員6研修(31.6%)、学識経験者4研修(21.1%)、高度技術では学識経験者10研修(33.3%)、児童相談所職員7研修(23.3%)、外部医師5研修(16.7%)となっており、知識・技術とも基礎的なものは児童相談所職員が、高度なものは学識経験者や外部医師等の外部講師が講師になっている比率が高い(表11-1)。

研修内容別では、基礎的知識に関するものでは児童相談所職員44研修(29.9%)、学識経験者27研修(18.4%)、本庁の行政職18研修(12.2%)等となっており、児童福祉各論では児童相談所職員167研修(40.8%)、学識経験者76研修(18.6%)、外部医師50研修(12.2%)、援助技術その他では児童相談所職員179研修(34.9%)、学識経験者126研修(24.6%)、外部医師83研修(16.2%)の順となっている(表11-2)。

(12) 研修成果に対する評価の実施状況

研修成果に対して評価を行っていない研修が最多で93研修(58.1%)、次いで「研修終了後感想等をアンケートで聞いている」のが57研修(35.6%)、「研修終了後レポートを提出させる」が4研修(2.5%)等となっている(表12)。

実施主体別で見ると、児童相談所が全体で実施する研修では「評価なし」が55研修(67.1%)、アンケート21研修(25.6%)、レポート4研修(4.9%)、児童相談所単位で実施する研修では

「評価なし」が32研修(82.1%)、アンケート6研修(15.4%)といずれも評価の実施状況が低調であるのに対し、実施児童福祉主管課が実施している研修では4研修の全てがアンケートをとっており、また、県の研修機関が実施する研修ではアンケート12研修(85.7%)、委託先の民間研修期間でも7研修(77.8%)と評価の実施率は極めて高い(表12-1)。

研修の形態別に見ると、講義形式では「評価なし」が67研修(54.5%)、アンケート50研修(40.7%)、参加型の研修では「評価なし」48研修(56.5%)、アンケート31研修(36.5%)、職場実習では「評価なし」が4研修(57.1%)、レポート、アンケート、テストがそれぞれ1研修づつ(14.3%)となっている(表12-2)。

(13) 当該研修に係る予算

1研修当りの予算は、研修により格差が大きいが、平均では年額14万4千円となっている。予算額が0円の研修が27研修と最も多く、全体の16.9%を占めている(表13、図1)。

半数以上の職員を専門職で充てている自治体の研修の平均予算は15万3580円、半数以上を一般行政職で当てている自治体の研修では6万6450円となっており、専門職を充てている自治体の研修の方が予算が高くなっている(表13-1)。

(14) 意見・要望等(自由記述)

中央研修と自治体研修それぞれの位置づけや役割、中央研修のあり方に関する意見、要望、研修に係る課題等について自由記述を求めたところ、18自治体から意見等が寄せられた。中央研修に対しては、スーパーバイザーやリーダー養成研修等、より高度な専門的研修を期待するもの、最新の情報や知見の伝授を希望するもの、受講者の便宜を考慮して各ブロック別の研修を希望するもの、中央研修の受講定員の拡大を希望するものなどが主な意見として挙げられている。また、自治体では講師の確保が困難といった意見も数か所から出されている。

IV. 考察

(1) 児童福祉司の任用状況と研修数、研修予算等

児童福祉司の半数以上を専門職で充てている自治体の研修と一般行政職で充てている自治体の研修を比較すると、研修数、1研修当たりの予算額とも専門職で充てている自治体の方が多くなっている。特に、全員一般行政職を充てている自治体の研修数が最も少なく、平均を大幅に割り込んでいる。このように、専門職を充てている自治体の方が研修は充実していると言える。

多くの自治体では人事の滞留を懸念して専門職配置に消極的であり、「一般行政職を任用しても、その後の現任研修等をきちんとやれば問題はない」とする自治体もあるが、今回の調査結果を見る限り、実態としては一般行政職を充てている自治体における研修の実施状況は低調といわざるを得ない。また、全員一般行政職の自治体で研修を全く実施していないところが2ヶ所見られたが、論外というほかない。研修の強化が喫緊の課題である。

また、一般行政職を充てている自治体の研修では知識の習得を目的としたものが多いのに対し、専門職を充てている自治体の研修では専門的な技術の習得に主眼を置いた研修が多くなっている。一般行政職では異動のサイクルが短いため、専門的技術の習得以前にまず知識を伝授する必要があるからであろう。そして、折角知識を習得しても、技術を習得する間もなく、異動により転出となってしまい、個人においても組織においても専門的技術の蓄積が困難になってしまう。この意味においても、児童相談所職員は専門職で充てるべきであろう。

(2) 研修の対象職員

厚生労働省は「児童相談所運営指針」により、職種別や実務経験に応じた研修を行うなど、体系的な研修の実施に努めるよう指導している。しかし、殆どの研修が経験年数不問であり、また、他の職種や他の機関職員との合同研修であった。新任職員は無論のこと、経験年数を経るに従って求められる職務内容も高度化することから、経験年数に応じた研修は不可欠である。また、児童相談所は組織的対応が求められることから、職種を超えた共通認識が重要であり、そのためには、職種間の合同研修は必要と思われるが、それ以前の問題として、各専門職員が

それぞれの専門性を十分備えていることが不可欠である。しかし、現実には職種別の研修は殆ど行われていない。自治体における研修の体系化が急がれるが、そのためには、中央研修と自治体研修の位置づけや役割について整理することも必要となろう。

(3) 研修の目的、形式等

現任研修においては、知識と技術のバランスの確保が重要と思われるが、全体的に基礎的知識の習得を目的とした研修が多くを占めている。また、技術習得を目的とした研修では、ロールプレイなど直接実践に結びつく実務訓練的な研修とグループ討議やケーススタディといった思考訓練的な研修とがバランスよく行われることが望ましいが、実際には後者の研修が大部分を占めている。新任職員の場合は基本的知識と基礎的技術の習得を目的とした研修を、経験年数を経るに従って高度知識と高度技術の習得を目的とした研修にシフトさせるとともに、技術習得を目的とした研修では実務訓練的な研修と思考訓練的な訓練のバランスを確保するなど、研修の体系化が望まれる。

(4) 研修期間

3 以内の研修が全体の 8 割を占めており、1 日だけの研修が最多となっている。特に、技術習得を図るにはまとまった期間の研修が必要と思われるが、現実には基礎的技術が 1.8 日、高度技術が 2.2 日にとどまっており、いずれも基礎的知識の習得を目的とした研修よりも短くなっている。

(5) 研修成果に対する評価

過半数の研修が成果に対する評価を実施していなかった。特に、この傾向は児童相談所が実施する研修に顕著であった。研修の専門機関である県や民間の研修所では大部分がアンケートを実施しているが、おそらく研修そのものへの感想等を聞いているものと思われ、本来の研修成果に対する評価にはなっていないのではないかと推測される。評価技法や評価システムの確立が課題となろう。

(6) 研修予算

(7) 意見・要望等

意見・要望に関する自由記述では、中央研修についてスーパーバイザーやリーダー養成研修等、高度な専門的研修を期待する意見と、新しい情報や知見の伝授を期待する意見が多くを占めたが、自治体研修のあり方や中央研修との関係等に関する記述は見られなかった。中央研修、自治体研修にはそれぞれメリット、デメリットがあり、双方の研修が相互に補完し合い、連動し合うことによって初めて最大限の効果を発揮すると考えられることから、それぞれの位置づけや役割分担を明確化することが急務の課題と思われる。

まとめ

本研究は 2 ヶ年計画であるが、初年度の今年度は、全国の児童福祉主管課を対象に児童相談所職員に対する研修の実施状況等についてアンケート調査を行った。その結果、①研修の実施状況について自治体間格差が大きいこと、特に、児童相談所職員に一般行政職を充てている自治体の研修は、専門職を充てている自治体の研修よりも研修数、研修予算等において貧困であること、②実務経験年数や職種別に応じた研修など研修の体系化が図られていないこと、③知識の習得を目的とした講義形式の研修に偏っており、実践的技術を習得させる研修が殆ど実施されていないこと、④研修成果に対する評価が殆ど行われておらず、評価技法・評価システムの確立が課題となること、⑤研修における中央・自治体の位置づけや役割分担が不明確であることなどの問題点や課題が明らかになった。

来年度は、研修の実態をさらに詳細に把握するため、研修の企画・実施者及び研修の受講者へのアンケート調査を実施するとともに、新たにスーパービジョンの実態に関するアンケート調査を実施し、児童相談所職員の効果的な資質向上方策について具体的な提言を行いたい。

最後に、ご多忙の中、アンケート調査に回答をいただいた都道府県・指定都市の児童福祉主管課の方々には心から感謝の意を表したい。

(表1) 基本データ

調査対象	59 箇所
回答数	42 箇所
有効回収率	71.2%

(表2) 回答を得た研修数

研修数 160 研修	
1 自治体当たり平均研修数 3.8 研修	
研修を実施していない自治体 4 箇所	
内 全員が専門職の自治体	2 箇所
内 全員が一般行政職の自治体	2 箇所
半数以上が専門職の自治体	4.3 研修
内 全員が専門職の自治体	3.6 研修
半数以上が一般行政職の自治体	3.4 研修
内 全員が一般行政職の自治体	2.6 研修

(表3) 研修の実施主体

実施主体	研修数	%
児童相談所 (県全体)	83	51.9
児童相談所 (児相単位)	39	24.4
児童福祉主管課	4	2.5
県の研修機関	15	9.4
社会福祉協議会等民間委託	9	5.6
その他	9	5.6
無記入	1	0.6
計	160	100.0

(表4) 研修の企画主体

研修の企画主体	研修数	%
児童福祉主管課	5	3.1
児童相談所	126	78.8
県の研修機関	14	8.8
委託先の民間研修機関	8	5.0
その他	14	8.8

(表4-1) 研修の企画主体と研修内容

	基礎知識	児童福祉各論	援助技術・他	計
	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)
児童福祉主管課	3 (18.8)	3 (18.8)	10 (62.5)	16 (100.0)
児童相談所	59 (11.4)	211 (40.9)	246 (47.7)	516 (100.0)
県の研修機関	10 (47.6)	4 (19.0)	7 (33.3)	21 (100.0)
委託先の民間研修機関	6 (23.1)	4 (15.4)	16 (61.5)	26 (100.0)
その他	4 (16.0)	8 (32.0)	13 (52.0)	25 (100.0)

(表5) 専門職の任用状況と職種別研修の実施状況

	半数以上専門職	半数以上行政職
職種別研修	50 (66.7%)	57 (67.1%)
他の機関や他職種との合同研修	25 (33.3%)	28 (32.9%)
計	75 (100.0%)	85 (100.0%)

(表5-1) 研修の対象職種(M.A.)

職種	研修数	%
児童福祉司	113	70.6
心理判定員	113	70.6
一時保護職員	88	55.0
その他	81	50.6

(表 5-2) 研修の対象職種「その他」内訳

A. 児童相談所職員	B. 児童相談所以外の職員
・ 児童相談員 (11 件)	・ 児童福祉施設職員 (21 件)
・ 全職員 (10 件)	・ 学校関係者 (7 件)
・ 事務職員 (7 件)	・ 市町村児童福祉担当者 (6 件)
・ 保育士 (6 件)	・ 医療機関 (2 件)
・ 保健婦 (5 件)	・ 外部療育関係者 (2 件)
・ 全専門職員 (5 件)	・ 家庭児童相談室 (2 件)
・ 相談員 (5 件)	・ 児童家庭支援センター (1 件)
・ 理学療法士 (2 件)	・ 社会福祉主事 (1 件)
・ 言語療法士 (2 件)	・ 少年警察補導員 (1 件)
・ 電話相談員 (2 件)	
・ 所長 (2 件)	
・ 管理職 (2 件)	
・ 受付相談員 (1 件)	
・ 発達相談業務担当者 (1 件)	
・ 相談調査員 (1 件)	
・ 新任職員 (1 件)	

(表 6) 対象職員の経験年数

経験年数	研修数	%
経験年数不問	121	75.6
1 年未満	25	15.6
1~10 年未満	5	3.1
10 年以上	0	0.0
その他	8	5.0
無記入	1	0.6
計	160	100.0

(表 6-1) 専門職の任用状況と対象職員の経験年数

経験年数	半数以上専門職 (16 自治体) (%)		半数以上行政職 (22 自治体) (%)	
	人数	%	人数	%
経験年数不問	60	(80.0%)	61	(71.8%)
1 年未満	8	(10.7%)	16	(18.8%)
1~10 年未満	3	(4.0%)	3	(3.5%)
10 年以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)
その他	4	(5.3%)	4	(4.7%)
無記入	0	(0.0%)	1	(1.2%)
計	75	(100.0%)	85	(100.0%)

(表 7) 研修の目的

研修の目的	研修数	%
基礎知識の習得	65	40.6
より高度な知識の習得	48	20.0
基本的な技術の習得	14	8.8
より高度な技術の習得	19	11.9
その他	11	6.9
無記入	3	1.9
計	160	100.0

(表 7-1) 職種と研修の目的

	児童福祉司	心理判定員	一時保護 職員	その他
	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)
基礎知識	48 (43.6)	47 (42.3)	43 (50.0)	38 (47.5)
高度知識	32 (29.1)	33 (29.7)	22 (25.6)	20 (25.0)
基本技術	11 (10.0)	10 (9.0)	7 (8.1)	7 (8.8)
高度技術	11 (10.0)	14 (12.6)	9 (10.5)	10 (12.5)
その他	8 (7.3)	7 (6.3)	5 (5.8)	5 (6.3)
計	110 (100.0)	111 (100.0)	86 (100.0)	80 (100.0)

(表 7-2) 研修の目的と対象者の経験年数

	年数不問	1 年未満	1~10 年 未満	10 年以 上	その他
	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)
基礎知識	36 (30.5)	23 (92.0)	1 (20.0)		4 (50.0)
高度知識	46 (39.0)				2 (25.0)
基本技術	11 (9.3)	1 (4.0)	1 (20.0)		1 (12.5)
高度技術	15 (12.7)		3 (60.0)		1 (12.5)
その他	10 (8.5)	1 (4.0)			
計	118 (100.0)	25 (100.0)	5 (100.0)		8 (100.0)

(表 7-3) 専門職の任用状況と研修の目的

研修の目的	半数以上専門職 (16自治体) (%)		半数以上行政職 (22自治体) (%)	
	件数	割合	件数	割合
基礎知識の習得	27	(41.5%)	38	(58.5%)
より高度な知識の習得	20	(41.7%)	28	(58.3%)
基本的な技術の習得	9	(64.3%)	5	(35.7%)
より高度な技術の習得	15	(78.9%)	4	(21.1%)
その他	3	(27.3%)	8	(72.7%)
無記入	1	(33.3%)	2	(66.7%)
計	75	(100.0%)	85	(100.0%)

(表 8) 研修の形態 (M.A.)

研修の形態	研修数	%
講義形式	125	78.1
グループ討議等の参加型形式	85	53.1
職場実習	7	4.4
その他	14	8.8

(表 8-1) 研修の形態「その他」内訳

施設見学・訪問	8件
事例研究・検討	4件
情報交換・経験交流	2件
研究発表	1件
ビデオ視聴	1件
他法・他施策活用知識の習得	1件

(表 8-2) 参加型研修の内容 (M.A.)

参加型研修の内容	研修数	%
ロールプレイ	24	15.0
診断法に関する添削等の課題達成訓練	12	7.5
ケーススタディ	52	32.5
課題解決のためのグループ討議	54	33.8
その他	3	1.9

(表 8-3) 研修の形態と対象者の経験年数

	講義形式	参加型	職場実習	その他	計
	研修数 (%)				
年齢不問	89	69	1	10	169
	52.7	40.8	0.6	5.9	100.0
1年未満	23	10	5	3	41
	56.1	24.4	12.2	7.3	100.0
1年～10年未満	4	3			7
	57.1	42.9			100.0
10年以上					0
					100.0
その他	10	3		1	14
	71.4	21.4		7.1	100.0

(表 8-4) 研修目的と研修の形態

	講義形式	参加型	職場実習	その他	計
	研修数 (%)				
基礎知識	59	20	5	10	94
	62.8	21.3	5.3	10.6	100.0
高度知識	34	30	0	3	67
	50.7	44.8	0.0	4.5	100.0
基本技術	10	8	0	1	19
	52.6	42.1	0.0	5.3	100.0
高度技術	12	17	0	0	29
	41.4	58.6	0.0	0.0	100.0
その他	7	7	2	0	16
	43.8	43.8	12.4	0.0	100.0

(表9) 研修の具体的内容

研修の具体的内容		研修数	%
基礎的知識の 習得	社会福祉全体の基礎知識	14	8.8
	児童福祉全体の基礎知識	40	25.0
	児童福祉行財政論	4	2.5
	その他	19	11.9
児童福祉各論	児童相談所論	30	18.8
	児童虐待	77	48.1
	障害福祉	27	16.9
	少年非行	31	19.4
	不登校	33	20.6
	いじめ	10	6.3
	その他	20	12.5
援助技術・ その他	スーパービジョンのあり方	6	3.8
	ケースマネジメントのあり方	27	16.9
	ケースワークのあり方	54	33.8
	グループワークのあり方	10	6.3
	児童記録の作成方法	20	12.5
	社会診断法	23	14.4
	心理検査技法	24	15.0
	心理療法	43	26.9
	心理診断法	28	17.5
	行動診断法	15	9.4
	その他	27	16.9

(表9-1) 職種と研修の具体的内容

研修の具体的内容		児童福祉司	心理判定員	一時保護職員	その他
基礎的知識の 習得	社会福祉全体の基礎知識	12	8	10	5
	児童福祉全体の基礎知識	32	25	23	19
	児童福祉行財政論	4	3	3	2
	その他	12	9	10	10
児童福祉各論	児童相談所論	25	18	21	15
	児童虐待	55	50	38	35
	障害福祉	23	19	17	16
	少年非行	24	20	18	19
	不登校	23	24	16	16
	いじめ	9	6	5	5
	その他	15	16	11	8
援助技術・ その他	スーパービジョンのあり方	6	5	4	3
	ケースマネジメントのあり方	24	19	16	12
	ケースワークのあり方	51	36	34	21
	グループワークのあり方	8	8	7	4
	児童記録の作成方法	19	12	12	11
	社会診断法	23	16	14	10
	心理検査技法	14	23	12	11
	心理療法	31	42	25	24
	心理診断法	19	28	13	12
	行動診断法	13	12	14	10
	その他	17	18	15	13
計		459	417	338	281

(表 9-2) 研修の内容と研修の形態

	講義形式	参加型形式	職場実習	その他	計
	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)	研修数 (%)
基礎的知識	69 53.9	36 28.1	15 11.7	8 6.3	128 100.0
児童福祉論	179 49.2	132 36.3	30 8.2	23 6.3	364 100.0
援助技術・他	211 36.6	186 32.2	30 5.2	20 3.5	577 100.0

(表 11) 研修講師(M.A.)

研修講師	研修数	%
児童相談所職員	75	46.9
外部の医師	34	21.3
弁護士	13	8.1
学識経験者	66	41.3
本庁の行政職	13	8.1
その他	57	35.6

(表 10) 研修期間

研修期間 (日)	研修数	%
0.5	28	17.5
1.0	55	34.4
1.5~3.0	46	28.9
3.5~5.0	12	7.5
6.0~10.0	15	9.4
12.0	1	0.6
16.5	1	0.6
48.0	1	0.6
120.0	1	0.6
計	160	100.0

(表 11-1) 講師と研修目的

	基礎的知識	高度知識	基本的技術	高度技術	その他
児相職員	36 (33.3)	21 (27.3)	6 (31.6)	7 (23.3)	3 (18.8)
外部医師	15 (13.9)	7 (9.1)	3 (15.8)	5 (16.7)	3 (18.8)
弁護士	3 (2.8)	5 (6.5)	0 (0.0)	1 (3.3)	2 (12.5)
学識者	22 (20.4)	24 (31.2)	4 (21.1)	10 (33.3)	5 (31.3)
本庁行政	9 (8.3)	0 (0.0)	1 (5.3)	0 (0.0)	2 (12.5)
その他	23 (21.3)	20 (26.0)	5 (26.3)	7 (23.3)	1 (6.3)
計	108 (100.0)	77 (100.0)	19 (100.0)	30 (100.0)	16 (100.0)

(表 10-1) 平均研修期間

1 研修当たり 3.2 日 3 日以内 129/160 (80.6%)

(表 10-2) 専門職の任用状況と平均研修期間

	半数以上専門職 (16 自治体)	半数以上行政職 (22 自治体)
平均研修期間	3.61 日	2.94 日

(表 11-2) 講師と研修の内容 (研修数)

	基礎的知識	児童福祉各論	援助技術・他
	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)
児相職員	44 (29.9)	167 (40.8)	179 (34.9)
外部医師	14 (9.5)	50 (12.2)	83 (16.2)
弁護士	13 (8.8)	12 (2.9)	20 (3.9)
学識者	27 (18.4)	76 (18.6)	126 (24.6)
本庁行政	18 (12.2)	22 (5.4)	23 (4.5)
その他	31 (21.1)	82 (20.0)	82 (16.0)
計	147 (100.0)	409 (100.0)	513 (100.0)

(表 10-3) 研修目的別研修期間

研修目的	日数
基礎的知識	4.0
高度知識	1.8
基礎的技術	1.8
高度技術	2.2

(表 12) 研修成果に対する評価の実施状況

評価の実施状況	研修数	%
評価を行っていない	93	58.1
研修終了後レポート	4	2.5
研修終了后感想等をアンケート	57	35.6
研修終了後テスト	1	0.6
その他	3	1.9
無記入	2	1.3
計	160	100.0

(表 13) 1 研修当たりの予算

14万4千円
うち、「0円」27研修(16.9%)。最高「173万5千円」

(表 13-1) 平均予算額

	半数以上専門職 (16自治体)	半数以上行政職 (22自治体)
平均予算額	15万3,580円	6万6,450円

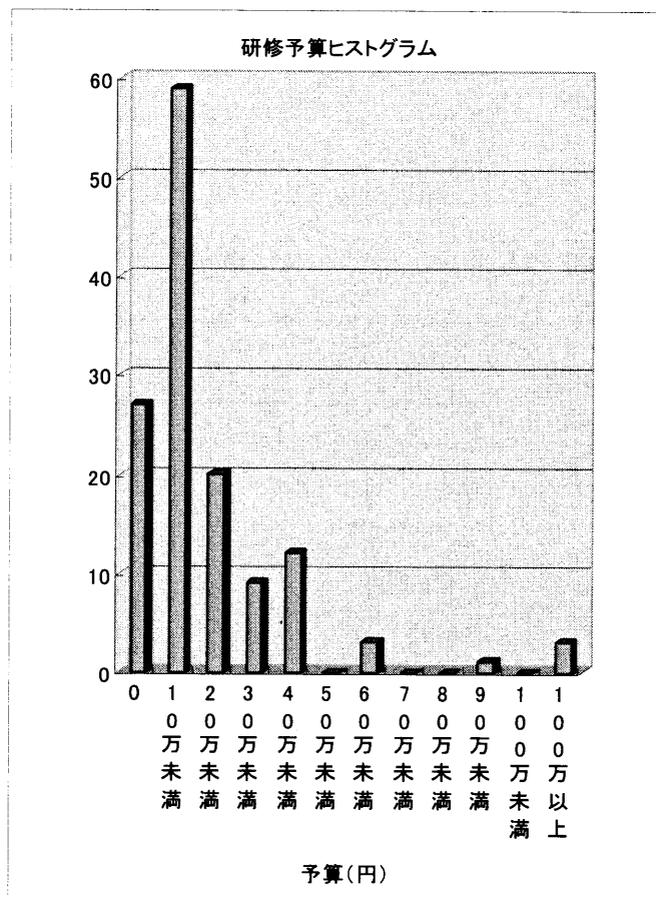
(表 12-1) 実施主体別評価状況

	評価なし	レポート	アンケート	テスト	その他	計
	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)
児童福祉 主管課			4			4
			100.0			100.0
児童相談所 全体	55	4	21		2	82
	67.1	4.9	25.6		2.4	100.0
児童相談所 単位	32		6		1	39
	82.1		15.4		2.6	100.0
県の研修機 関	2		12			14
	14.3		85.7			100.0
委託民間機 関	1		7	1		9
	11.1		77.8	8.6		100.0
その他	2		7			9
	22.2		77.8			100.0

(表 12-2) 研修の形態別評価実施状況

	評価なし	レポート	アンケート	テスト	その他	計
	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)	研修数(%)
講義形式	67	3	50	1	2	123
	54.5	2.4	40.7	0.8	1.6	100.0
参加型	48	4	31	1	1	85
	56.5	4.7	36.5	1.2	1.2	100.0
職場実習	4	1	1	1	0	7
	57.1	14.3	14.3	14.3	14.3	100.0
その他	10	1	2	0	0	13
	76.9	7.7	15.4	0.0	0.0	100.0

(図 1) 当該研修に係る予算



研修に対する主な意見・要望等(自由記述:質問15)

A	平成13年度から研修の体系化を図る予定。・中央研修の受講定員の増加を。(弾力的対応)
B	新任児童福祉司が義務的に受講しなければならない研修を年度の早い時期に中央で(あるいはブロックで)実施して欲しい。(自治体においては講師不足)
C	介入的援助を要する虐待事例等、児相の職員の重さを痛感させられる昨今の事情だが、資格制限による人員配置(児童福祉司)だけでは、対応できない状況であり、対応に必要な基本的な知識、技能習得のため、又スーパーバイザー養成のための中央研修が必要ではないか。自治体においては連携を強化する意図も含めて、異職種、他機関との合同研修に力点を置く研修を実施する方向で分担できれば良い。虐待処遇においては、児童・保護者へのケア(心理)が必要と強調されながらも、トラウマ等の評価、カウンセリング、心理療法適用の評価、技法、心理教育的なプログラム(親、子)など、統合されているものがなく、対応も各自治体でまちまちのようであり、この辺の研修、研究を中央研修として期待したい。
D	中央研修では、講師を多方面から幅広く選定できるように思われる。自治体研修では、旅費の問題から、遠隔地からの講師をお願いすることは無理があるように思われる。
E	最近心理の方は資格(臨床心理士)の問題もあって大学で研修システムが充実してきていますが、それ以前の人たちに対する研修は各自の力量や研修に頼っている状況です。また、ワーカーにつきましても同じようなことがいえます。個人差が大きいことやあるレベル以上の力がつきにくい状況が見られます。研修システムの充実が望まれる。(予算の裏付け、及び制度としての位置づけが欲しい)
F	中央研修についてはタイムリーな話題と高度な技術の習得に関するものを企画して欲しい。
G	被虐待児への対応に関する技術を習得できる研修内容を取り入れていただきたい。
H	①各地で実施されている児童福祉関係の研修の一覧を示して欲しい。②中央研修、ブロック別研修、自治体研修をつながりのあるものに、又一人の職員が順次レベルアップを図っていけるような研修体制を整備して欲しい。③職種別のブロック別研修をもう少し充実した内容にしていきたい。
I	中央研修については、ほとんど関東圏で開催されるため参加に制限がある。ブロック別研修等により参加しやすくしてもらえるとありがたい。
J	中堅～スーパーバイザーの立場にある職員の研修を中央研修として企画してもらえると良い。
K	中央研修においては、児童虐待問題等、複雑化、困難化する児童に関する相談に対し、児相職員の資質の向上を図るため、自治体研修に比べ、より高度な専門性をもった研修の設定をお願いしたい。自治体の児童相談に関するリーダー的職員の養成のための児童相談所中堅職員研修、先進県や海外の児童相談に関する取り組み、自治体研修の参考となるモデル研修等
L	知識を習得するような研修は比較的实施できているので、より実践的な技術(面接技術のロールプレイなど)を身につけるような研修を実施して欲しい。
M	業務多忙及び緊急の対応が多く、研修への参加予定が立てにくい。予算面でも参加しにくいため、参加費用を国が負担する研修を開催して欲しい。
N	各自治体においても、独自に研修を実施していかなければならないとは思いますが、国レベルでも、現任研修からさらに踏み込んだ内容での職種別研修(児童福祉司、心理判定員、保護所職員)を実施して欲しい。
O	中央研修といっても現在は全国社協、主要自治体に「委託」し専門官が基調講演を添えるという体裁である。研修のレベルを考えると、むしろ民間開催の講座や大学の集中講義etcの中で関連講座を指定し、それらのメニューの中から選択的に受講させるようにした方がよいのではないか。
P	中央研修の回数、人数枠を増やしていただきたい。

平成11年度に実施された研修の主なテーマ(抜粋)(質問10)

1. 社会福祉全体の基礎知識
サービス提供の基本
社会福祉・福祉保健の動向
ソーシャルワーク理論の最近の動向
介護保険制度の実施に向けて
海外(カナダ)における児童福祉、社会福祉の現状(海外研修の報告)
社会福祉の基本理念・動向と新任職員への期待
女性福祉の現状
成年後見制度と福祉
対人援助と社会福祉の視点
福祉改革とこれからの施設運営のあり方
福祉改革と地域ケアの展開
2. 児童福祉全体の基礎知識
「権利ノート」の作成意義、実践、課題等についての理解
ドメスティック・バイオレンスと児童・家庭への援助
医学的基礎知識の習得
各種児童福祉施設の理解
子どもSOS地域連絡会議の設置趣旨及び経緯について
子どもの権利擁護と情報公開
施設と児相との間の課題の検討
児童・母子寡婦福祉の現状と課題
児童家庭福祉とは何か、子どもの心を開く
児童福祉の変遷と課題
児童福祉施設における子どもの自立支援と権利擁護のために
児童福祉施設に対する指導について
自立支援施設の実際の見学、討論
少子化と「秋田21子どもプラン」
専門講座(児童問題の背景、法律についての知識習得)
養護問題、養護施設の現状と課題
3. 児童福祉行財政論
県の児童福祉・障害福祉の行政説明
児童措置費用徴収事務について
児童福祉業務の府全体としての調整及び平準化
児童福祉行政について
4. 基礎的知識：その他
家庭裁判所業務を知ることと見学
家庭裁判所調査官の仕事の概要
鑑別所から見た児童福祉・児童福祉に期待するもの
鑑別所の実務
5. 児童相談所論
子どもの権利条約と保護所の現状について
一時保護所に宿泊し、児童の処遇を行う
一時保護所の特殊性・独自性を鑑みた学習指導法のあり方
一時保護所の役割と子どもの人権
一時保護所職員の職務遂行能力と資質の向上
児相における各専門職種の仕事の理解
児相業務の基礎と理解
児童相談所がかかえる「問題」
児童相談所における今日的課題と今後のあり方について
児童相談所の業務概要の理解
児童相談所の全般的管理運営について
児童相談所の組織と業務
児童相談所運営指針の改正
6. 児童虐待
「子ども虐待」に関する現状と対応について
「被虐待児症候群」について
CAP/子どもが暴力から自分を守るための教育プログラムについて
被虐待児の心理療法について
ロールプレイで(児童虐待)、家庭訪問を想定
家庭裁判所の概要及び児福法第28条の家裁への申し立て書の書き方
虐待(介入、ネットワーク、施設処遇、在宅ケア、心理的アプローチ)
虐待ケースへの危機介入の方法について
虐待と子どもの権利
虐待と親権
虐待の気づき方
虐待の法的手続きと、医療面からみた虐待について

虐待相談についての知識・理解を深める
虐待問題におけるネットワークによる連携
子どもの虐待とトラウマ
子どもの虐待対応の手引きについて
児童虐待 親と子へのトリートメント
児童虐待（ケース診断）
児童虐待（リスクアセスメントモデル研究）
児童虐待（組織としての対応、業務量調整）
児童虐待と心のケアについて
児童虐待における法的援助
児童虐待の概念、定義と現状
児童虐待の困難事例への対応
児童虐待の多元的理解、多元的援助
児童虐待の対応－病棟の取り組み
児童虐待の理解と栃木県小児虐待防止ネットワークについて
児童虐待事例と一時保護所職員の役割
児童精神医学から見た児童虐待の問題
小児科医から見た被虐待児童像
親権をめぐる厚生省法解釈の大転換
通告義務の周知、通告の仕方
被虐待児への処遇のあり方、その保護者への関わり方
被虐待児への心理的ケア
被虐待児への理解、処遇等児童の保護ケア指導
被虐待児家庭への対応と介入後の処遇（事例検討）
被虐待児童の心理メカニズム
被虐待児童の精神医学的側面について
7. 障害福祉
ADHDの診断とケアー
LD・ADHDの特徴と対応
軽度発達障害児の事例検討
在宅心身障害児の通所指導
障害の受容と家族の成長（発達障害児の家族）
障害を持つ家族への援助
障害児の発達について
障害児福祉行政の現状と課題
発達障害児の援助
発達障害児の精神療法的アプローチ
発達障害児の理解と対応に関すること
福岡県の障害児療育システムについて
福祉事務所における障害者（児）の援助制度を学び今後の児童相談ケース処遇に活用する
補装具等について
療育技術の研修
8. 少年非行
逸脱行動について
非行対応
9. 不登校
不登校児のフリーパスの現状について
不登校児童への宿泊指導等によるかかわりについて
10. いじめ（0件）
11. 児童福祉各論：その他
情緒障害教育の今日的課題
情緒障害通級指導教室の現状
家族問題、親子関係について
学級崩壊の課題
行動化ケースとチームワーク
今、学校はどうなっているか（事例検討、調査、研究）
最近の子育て事情
思春期の子どもの特性とそのケア
思春期児童および家族へのかかわり
青少年犯罪被害サポートネットの活動状況
体罰について考える
保健室登校の実情
里親
12. スーパービジョンのあり方
スーパービジョンの理論と実際
13. ケースマネジメントのあり方
14. ケースワークのあり方

ケースワークの基礎
ケースワークの視点を学ぶ
こどもと向き合うために～インテークの実際～
処遇指針と自立援助計画のあり方をめぐって
初心者のための面接の心得
相談援助の実際（養護、障害、非行、不登校）
相談援助の理論と実践
対人援助の技法の理論と実際－対応困難な援助面接技法
利用者との円滑な援助関係を作るために
15. グループワークのあり方
ADHDのグループ指導（子どもグループ、親グループ）
16. 児童記録の作成方法
児童記録票と取り巻く諸問題
面接における基本姿勢とケース記録の取り方
17. 社会診断法
受理面接と社会診断
18. 心理検査技法
P-Fスタディ
バウムテストを中心とした事例研修
ロールシャッハテスト
高学年児の発達チェックについて
心理検査について考える－風景構成法をめぐって－
19. 心理療法
カウンセリングのポイント
カウンセリングマインドとは
トラウマワークの習得
音楽療法
家族という視点からアプローチするための、家族療法的関わりの技術を習得する
家族療法からのアプローチ
家族療法の基本
家族療法の理論・治療技術を学ぶ
解決志向アプローチ・ブリーフセラピーの習得
感覚統合療法
児童養護施設入所児童のカウンセリングについて
自閉症の精神療法的アプローチ
風景構成法を中心とした事例研修
論理療法の基礎知識
20. 心理診断法（0件）
21. 行動診断法（0件）
22. 援助技術他：その他
「S-HTPの特徴と利用法」の理解
レポート作成のポイント
SSTについて
ケース評価の基礎理論
家族支援と親のケア
家族内コミュニケーション
行為傷害とその対応について
児童養護施設における情緒的問題を持つ子どもに対する援助の方法
職員の自らを癒す技法
心理臨床業務をジェンダー的視点から見直す
人と関わることを考える
性的問題の捉え方と対応
精神障害のある母親への援助
精神分裂病患者の家族に対する心理・教育的アプローチ
接近困難な親に対する接し方
接遇マナーを学ぶ
総合的学習教材の開発について
多代理論
地域力を引き出す家族援助
電話相談のあり方～事例を通じて～
保育技術について
癒し

調 査 票 記 入 要 領

1. 調査対象年度および対象となる研修

平成11年度における児童相談所職員を対象とした研修（県の研修機関や民間機関への委託を含む）とします。児童相談所職員のみを対象としなくても、福祉関係職員全体を対象とした研修のように児童相談所職員が含まれる研修は対象となります。

質問1で「2.児童相談所（県全体）」は、県内の各児童相談所が合同で実施する研修をさし、「3.児童相談所（児童相談所単位）」は、各児童相談所単位で実施する研修をさします。

本調査ではOJT（職場内での実務を通じた訓練等）や内部職員や外部講師等によるスーパービジョン（個々の事例の処遇等に関する指導等）は対象となりませんので、ご注意ください。

2. 調査票について

調査票1枚につき1つの研修とします。調査票3枚を送付させていただきますので、研修3つ分についてご回答いただけます。対象となる研修が4つ以上ある場合は、まことに恐縮ですが、必要部数をコピーの上、回答いただきますようようお願い申し上げます。

対象となる研修が複数ある場合は、調査票の「研修名」欄の右肩のNo.に順に1.2.---と番号を付して下さい。

この場合、質問15の回答につきましては、No.1の調査票の空欄にご記入下さい。

3. 参考資料について

参考となる資料等がございましたら、添付していただけると幸いです。

なにとぞよろしくようお願い申し上げます。

平成13年2月15日
都道府県 児童福祉主管課長 様
指定都市

社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会
日本子ども家庭総合研究所
ソーシャルワーク研究担当部長
才村 純（主任研究者）

児童相談所職員の現任研修のあり方等に関する
調査のご協力について（お願い）

厳寒の候、貴殿におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当研究所の運営に対しまして多大なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

当研究所では、厚生労働省の補助により、「児童相談所職員の現任研修等のあり方に関する調査研究」を実施することとなりました。近年、児童相談所に寄せられる相談件数は増加の一途を辿るとともに、その内容も複雑・多様化しており、これに対応する職員の資質の向上が課題となっております。また、昨年11月20日に施行されました「児童虐待の防止等に関する法律」におきましても、国及び地方公共団体は児童相談所等関係機関職員の資質向上を図るための研修等必要な措置を講ずることとされており、本研究所は、平成12年度、13年度の2カ年事業として、児童相談所職員に対する国・地方公共団体による研修やスーパービジョン等の実態を把握し、それぞれの役割を明確にするとともに、児童相談所職員の資質向上を図るための効果的な施策について提言するものであります。特に、本年度につきましては、都道府県・指定都市における児童相談所職員を対象とした研修の実態に関する調査を実施したいと考えております。

つきましては、年度末のご多用の中、誠に恐縮でございますが、別紙記入要領によりご回答いただき、平成13年3月19日までに返信用封筒にてご返送いただきますようお願い申し上げます。

調査結果等につきましては、別途ご報告させていただきます。ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

お忙しいところ、誠に申し訳ございませんが、本研究の趣旨をお汲み取りいただき、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先
日本子ども家庭総合研究所 才村
電話 03(3473)8373
Fax 03(3473)8408

児童相談所職員の現任研修等のあり方に関する調査票

都道府県名・指定都市名

研修名: No. _____

質問1 研修の実施主体について、下記の中から該当する番号を1つ選び、○で囲んで下さい。

1. 児童福祉主管課
2. 児童相談所(県全体)
3. 児童相談所(児童相談所単位)
4. 県の研修機関
5. 社会福祉協議会等民間の機関(委託)
6. その他()

質問2 研修の企画者について、下記の中から該当する番号をすべて選び、○で囲んで下さい。

1. 児童福祉主管課
2. 児童相談所
3. 県の研修機関
4. 委託先の民間研修機関
5. その他()

質問3 当該研修が単年度事業か継続事業かについて、下記の中から該当する番号を1つ選び、○で囲んで下さい。また、「継続事業」と回答された場合は、実施開始年度を()内にご記入下さい。

1. 単年度事業
2. 継続事業(年度～)

質問4 当該研修の対象となる職種について、下記の中から該当する番号をすべて選び、○で囲んで下さい。

1. 児童福祉司
2. 心理測定員
3. 一時保護所職員
4. その他()

質問5 当該研修の対象となる職員の経験年数について、下記の中から該当する番号を1つ選び、○で囲んで下さい。

1. 経験年数不問
2. 1年未満
3. 1年～10年未満
4. 10年以上
5. その他()

質問6 研修の主な目的について、下記の中から該当する番号を1つ選び、○で囲んで下さい。

1. 基礎的知識の習得
2. より高度な知識の習得
3. 基本的な技術の習得
4. より高度な技術の習得
5. その他()

質問7 研修の方法について、下記の中から該当する番号をすべて選び、○で囲んで下さい。

1. 講義形式
2. グループ討論等の参加型形式
3. 職場実習
4. その他()

質問8 質問7で「2.グループ討論等の参加型形式」と回答された場合は、その内容について、下記の中から該当する番号をすべて選び、○で囲んで下さい。

1. ロールプレイ
2. 児童記録の作成要領や診断法に関する添削等の課題達成訓練
3. ケーススタディ
4. 課題解決のためのグループ討論
5. その他()

※ 裏面もお答えください。

質問9 平成11年度に実施した研修の内容について、下記の中から該当する番号をすべて選び、○で囲んで下さい。

- 【基礎的知識の習得】
1. 社会福祉全体の基礎知識
 2. 児童福祉全体の基礎知識
 3. 児童福祉行政概論
 4. その他()
- 【児童福祉各論】
5. 児童相談所論
 6. 児童虐待
 7. 障害福祉
 8. 少年非行
 9. 不登校
 10. いじめ
 11. その他()
- 【援助技術・その他】
12. スーパービジョンのあり方
 13. ケースマネージメントのあり方
 14. ケースワークのあり方
 15. グループワークのあり方
 16. 児童記録の作成方法
 17. 社会診断法
 18. 心理検査技法
 19. 心理療法
 20. 心理診断法
 21. 行動診断法
 22. その他()

質問10 当該研修の主なテーマを具体的に書き下して下さい。

1. _____
2. _____
3. _____

質問11 当該研修の研修期間についてご記入下さい。なお、半日は0.5日とします。

日 _____

質問12 研修の講師について、下記の中から該当する番号をすべて選び、○で囲んで下さい。

1. 児童相談所職員(職名: _____)
2. 外部の医師
3. 弁護士
4. 学識経験者
5. 本庁の行政職
6. その他()

質問13 研修成果に対する実施者による評価について、下記の中から該当する番号を1つ選び、○で囲んで下さい。

1. 特に評価は行っていない
2. 研修終了後レポートを提出させる
3. 研修終了後感想等をアンケートで書く
4. 研修終了後テストを行う
5. その他()

質問14 当該研修に係る予算の概算をご記入下さい。

_____ 千円

質問15 中央研修と自治体による研修の位置づけや中央研修に対するご意見・ご要望、研修に関する課題等、お気づきの点があれば、下の余白にお書き下さい(調査票が複数ある場合はNo.1の調査票にご記入下さい)。

※ ご協力、まことにありがとうございます。